

施策 No.19 計画的なまちづくりの推進										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数	A	2	B	6	C	3	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	1	C	1	
成果	新座駅北口地区においては、新座駅北口地区地区計画に基づき、土地利用の誘導を図るとともに、都市基盤の整備を進めた。 また、市街化調整区域のうち保谷朝霞線沿道にある道場二丁目地区については地権者相談会及びまちづくり発起人会、大和田一丁目地区（旧暫定調整区域）については将来の土地利用に係る意向調査結果報告会及びまちづくり発起人会を開催し、土地の有効活用に向けた方策の検討を進めた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	新座駅北口土地区画整理事業においては、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討し、事業計画を見直す。 市中央部におけるまちづくりについては、都市高速鉄道12号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けて検討するとともに、地権者への意向調査結果を踏まえ新たな拠点の形成を図っていく。						
課題	新座駅北口土地区画整理事業は財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、遅れや停滞が生じ、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。 新座駅に近接するあたご・菅沢地区における市街地整備の検討については、全体構想を策定する中で検討する必要がある。 また、バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進については、調査・研究の結果を踏まえた具体的な取組を進める必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1）市街地環境の向上		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	商業系市街地では、駅周辺における良好な都市基盤をいかしつつ、土地利用の誘導を図るとともに、安全で快適な歩行空間や自転車通行空間を確保することにより、にぎわいと安全性、快適性を兼ね備えた良好な空間の形成を図ります。	B	・商業系市街地においては、駅前にふさわしい、にぎわいなどを支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、一部区域については建築物の1階部分を店舗等にすることを義務づけるなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：6件）。	都市計画課
2	新座駅北口周辺について、活力と賑わいのある商業空間の創出や駅周辺の計画的な土地利用による良好な街並みを形成するため、土地区画整理事業により都市基盤整備を進めます。	C	・現事業計画に基づき必要な物件移転及び工事等を実施し、区画道路等の整備とその沿道の宅地利用は進んだ。 ・財政非常事態宣言や権利者調整等による不測の事態により、計画に遅れや停滞が生じ、新座駅北口駅前広場や幹線道路が未整備である現状を踏まえると、事業計画で定める期間内（令和9年度末）に事業が完了しない見込みである。このため、全体工程について、全体事業費の見直しを合わせて検討し、事業計画を見直す。	新座駅北口土地区画整理事務所
3	工業系市街地では、工業施設や物流業務施設などの新たな施設立地を促進し、周辺環境に配慮したまちづくりの形成と地域の利便性の向上を図ります。	B	・大和田二・三丁目地区を始めとした工業系市街地においては、本市の活力と持続的発展を支える機能を維持・発展させるため、地区計画に基づき、建築物（住宅系や店舗系等）の立地規制を行うなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：2件）。	都市計画課
4	住居系市街地では、地区の特性に応じた居住環境の整備や改善を図ります。	B	・片山・西堀地区を始めとした住居系市街地においては、長期的なスパンの中で、安全・安心な居住環境の整備や改善を図るため、地区計画に基づき、建築物の敷地面積の最低限度や壁面の位置制限、道路に面する側の垣又は柵の構造の制限等を指導するなど、土地利用の誘導を図った（地区計画届出件数：206件）。	都市計画課
（2）有効な土地利用の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	市街化調整区域については、自然環境との調和に配慮しつつ、有効な土地利用の誘導を図ります。	A	・道場二丁目地区については、地区の中央部に計画されている都市計画道路開通後のまちづくりについて、地権者の御意見を伺うため、地権者相談会を開催した。その結果、何らかのまちづくりの検討を進めたいと考えている地権者有志によるまちづくり発起人会が発足した。 ・大和田一丁目地区（旧暫定逆線引き地区）については、将来の土地利用に係る意向調査結果報告会を開催した。その結果、地権者有志によるまちづくり発起人会が発足した。	都市計画課
6	新座駅に近接するあたご・菅沢地区については、地理的条件をいかし、土地区画整理事業による新たな市街地整備を検討します。	C	・土地区画整理事業を施行するには、同時に市街化区域に編入されることが要件となる。本地区は住居系での市街化区域編入を目指しているが、編入には人口増加が見込まれる地区であることの整理が必要となるため、今後は全体構想の策定を進めていく。	都市計画課
7	市中央部における新たな拠点の形成を図るため、都市高速鉄道1 2号線の延伸実現及びスマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて検討します。	C	・スマートインターチェンジについては、直接の接続先となる都市計画道路保谷朝霞線（県事業）が都市計画変更を予定しており、設置位置の検討が進まなかったことから、まちづくりの検討も進められなかった。 ・都市計画道路保谷朝霞線の都市計画変更手続完了後においては、概略の位置検討と併せて、スマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて調査研究を進めていく。	都市計画課
		B	・都市高速鉄道1 2号線の延伸早期実現に向け、時代やニーズに合わせた新まちづくり構想を策定するために、構想の大枠やコンセプトの検討を行うワークショップを庁内職員で結成し、令和6年度は（仮称）新座中央駅周辺の将来イメージ図の作成を行った。	地下鉄1 2号線延伸促進室
8	都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	A	・地権者相談会を開催し、あわせて戸別訪問等によりまちづくりについての意向を伺った。 ・「何らかのまちづくりの検討を進めたい」との声があったため、地権者主体の組織である発起人会を地権者有志で発足させた。 ・発起人会に対しても引き続き支援するため、まちづくりについての勉強会や戸別訪問を実施した。	都市計画課
（3）バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
9	全ての人にやさしいまちとなるよう、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画及びユニバーサルデザイン計画の策定状況等を調査し、本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定を検討するため、ユニバーサル推進研修会等に参加した。 ・本市におけるユニバーサルデザインのまちづくりに係る基本方針等の策定に当たっては、埼玉県において基本方針が策定されていることなどを踏まえ、策定はしないこととしたが、更なる意識啓発・周知活動の一として、庁内には事務連絡において通知を発出した。さらに、ホームページを活用し、改めてユニバーサルデザイン等における考え方の説明や優良事例等を紹介するなどの取組を検討していく。	都市計画課
（4）景観づくりの推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
10	景観づくりに関する情報提供の充実を図るとともに、景観に関連する諸制度を活用し、地域の特性をいかしながら良好な景観づくりに取り組みます。	B	・新座市景観づくりビジョン、新座市景観条例、新座市景観計画など景観づくりに関する情報について、市ホームページを通じて周知を行った。 ・景観法及び景観条例に基づく届出等について、景観計画に定める基準をもって審査を行い、良好な景観づくりを進めた。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
新座駅北口土地区画整理事業進捗率	53%	66%	71%				100%	C	新座駅北口土地区画整理事務所

施策 No.20 空家等対策体制の充実										基本計画 掲載頁	92～93
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	4	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	空家等対策の推進に関する特別措置法や新座市空家等の適切な管理に関する条例に基づき、管理不全の空家等に対して、所有者へ自主改善を促す改善指導等によって、周辺地域の生活環境については一定の保全が図ることができた。また、相続人が不存在である管理不全の空家等に対しては相続財産清算人制度を活用することによって、問題の早期解決を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	第2期新座市空家等対策計画における空家等の「発生予防」、「適正管理の促進」、「利活用の促進」、「管理不全の解消」の四つの基本方針に基づき、関係団体と連携を図りながら、行政対応の対象となる適正管理が行われていない空家等については、今後も所有者等への改善指導や啓発活動などの対応を継続して講じながら空家等の適正な管理の推進を図っていく。また、相続人等がおらず、将来にわたり改善の見込みがない管理不全の空家等に対しては引き続き相続財産清算人制度等を活用し、早期解決を目指す。						
課題	相続等民事問題の解決が進まず、適正管理が見込まれない空家等について継続的に対応する必要があるが、現行法制度においては民事権利に対する行政限界となる事象が散見される。 空家等については、所管や課題が多岐にわたることから、引き続き庁内関係各課の連携及び行政限界となる範囲においては専門家団体と連携を図る必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 空家等の管理意識の高揚		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	空家等の管理意識の高揚を図るため、空家等の適切な管理についての啓発活動を実施します。	B	・空家等の発生を抑制するために、建物の管理や利活用、相続等について、啓発チラシや市ホームページ、広報にいざ及び関係部局の発行物への掲載等により、広く啓発活動を実施した。	建築審査課
(2) 空家等対策体制の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	庁内及びその他関係機関と連携して、空家等対策を推進する体制を整備します。	B	・空家等の発生防止や問題の早期解決を図るため、庁内関係各課その他消防や警察をはじめとした関係機関との相互連携による情報共有、意見交換、周知啓発活動といった取組を行うことで空家等対策を推進する体制を整備、維持した。	建築審査課
3	空家等の利活用を促し、管理不全の空家等の発生を防ぐための取組に努めます。	B	・空家等の利活用や不動産市場への流通を促進するため、市が窓口となり、協定を締結している市内各金融機関をはじめとした各種専門家団体へ案内をするなどして、利活用を促したほか、各団体と情報共有を図ることで管理不全の空き家等の発生を防ぐための取組に努めた。	建築審査課
4	空家等対策に取り組む団体との連携や、空家等の適正な管理の促進により、周辺地域の生活環境を守ります。	B	・空家等に関する課題は専門的かつ多岐にわたるため、専門家団体と連携を取りながら、空家等に関する様々な相談について、問題の早期解決が図れた。 ・市民等から通報を受けた管理不全の空家等に対しては所有者等へ自主改善を促す改善指導等によって、約9割と高い水準で解決に結びつき、周辺地域の生活環境については一定の保全が図れた。 ・相続人が全員相続放棄をしており、将来にわたり改善が見込めない管理不全の空家等については早期解決を図るため、相続財産清算人制度を活用し、1件の申立てをした。	建築審査課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
通報があった空家等の管理不全箇所 の解決率	91.80%	90.40%	91.17%				100%	C	建築審査課

施策 No.21 公共交通網の充実										基本計画 掲載頁	94～95
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	7	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	7	C	0	
成果	路線バスの運行が困難な地域において、公共施設、病院等の利用者の利便性向上を図るため、コミュニティバスを運行し、利用者数も増加を図ることができた。 また、東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行うとともに、駅周辺における自転車等駐車場の適切な維持管理により、鉄道利用環境の向上を図ることができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	全国的に深刻化しているバスやタクシー運転手の成り手不足や、2024年問題に対応しながらも持続可能な公共交通を実現するためには、地域公共交通計画の策定作業を進めながら解決策を見い出していく。 快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性の向上を目指し地域公共交通ネットワークの整備を進めていく。						
課題	コミュニティバスについて、全国的に運転士の不足が深刻化しているため、運行本数の見直しや路線の拡大が難しい状況にある。 鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

（1）	都市高速鉄道12号線の延伸	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	都市高速鉄道12号線の延伸の早期実現に向けて、関係機関との協議や新駅予定地周辺におけるまちづくりの検討を進めるとともに、地元の更なる機運醸成を図る取組を進めます。また、東京都の動向などの情報収集に努め、関係機関への効果的な働き掛けを行います。	B	・新座市、清瀬市、所沢市及び練馬区で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会を通じた延伸促進活動を行うとともに、市内関係団体代表者や地元選出議員等で構成する新座市高速鉄道12号線延伸促進期成同盟会を通じた延伸促進活動を行った。 ・まちづくり構想の刷新に向けて、庁内の職員で結成したワークショップによる勉強会を行った。	地下鉄12号線延伸促進室
（2）	鉄道利用環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	鉄道の利便性を高めるため、東武東上線、JR武蔵野線、西武池袋線については、ダイヤの見直しや駅舎の改善などについて、鉄道事業者に働きかけます。	B	・東武東上線改善対策協議会、武蔵野線旅客輸送改善対策協議会及び埼玉県を通じて各鉄道会社に対して要望活動を行った。	交通政策課
3	駅利用者の利便性を確保するため、駅周辺の自転車駐車場やバイク駐車場の適切な維持管理に取り組みます。	B	・駅周辺の放置自転車の誘発防止、街並みの美観維持を目的として設置している自転車等駐車場の維持管理を行った。 ・有料自転車等駐車場については、かもめビルサービス・日駐研共同企業を指定管理者として、当企業の蓄積されたノウハウが管理運営に生かされた。 ・駅利用者の利便性に支障をきたすことがないよう、指定管理者への管理・指導を適宜行った。	交通政策課
（3）	バス利用環境の向上	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	利用者のニーズを踏まえた運行本数の見直しや路線の拡大など、路線バスの輸送サービスの維持・拡充をバス事業者に働きかけます。	B	・令和6年4月から適用となる厚生労働省によるバス運転士の労働時間等に関する改善基準告示の改正に伴い、全国的に運転士の不足が深刻化しているため、運行本数の見直しや路線の拡大等は難しい状況である。そのような中、東武バスウエスト株式会社から令和7年度以降のにいバス事業から撤退したいとの申出を受けたため、減便することなく運行の継続を要望し、運転士確保に対する協議を重ね、バス会社における運転士の処遇改善を行った結果、にいバス事業撤退を回避できた。今後にもいバス事業を維持できるよう、引き続き働きかけを続けていく。	交通政策課
5	バス利用者の利便性や快適性を確保するため、バス停の屋根・ベンチの維持管理や増設、運行状況案内システムの設置をバス事業者に働きかけるとともに、バス停周辺の自転車置場の適切な維持管理に取り組みます。	B	・市民からの要望等を受け、バス事業者に対し屋根・ベンチ等の設置を要望した。 ・バス停周辺の自転車置場について、長期間利用されていない自転車を撤去するなど、適切な維持管理に努めた。	交通政策課
6	快適な公共交通手段の確保及び市内全体の移動利便性を向上するため、まちづくりと一体となった、持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めます。	B	・新座市地域公共交通計画の策定に向けて法定協議会を開催し、公共交通の現状整理や課題を抽出するため各種アンケート調査（①市民②鉄道・路線バス利用者③にいバス利用者④福祉・介護関係者⑤集客施設⑥送迎を行う企業）を実施した。	交通政策課
（4）	バリアフリー化の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
7	鉄道やバス、タクシーなどの利便性と安全性を向上するため、駅やその周辺施設のバリアフリー化を進めます。	B	・近隣市におけるバリアフリー新法に基づく整備計画の策定状況等を調査し、本市におけるバリアフリー基本構想の策定を検討するため、研修会等に参加した。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
コミュニティバス利用者数	118,795人	154,221人	167,055人				224,000人	B	交通政策課

施策 No.22 交通安全の確立										基本計画 掲載頁	94～95
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	4	C	0
成果	交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進し、広く市民に交通安全思想の普及・浸透を図った。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	交通安全啓発活動の更なる充実につながるよう、春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動の実施体制や、運動期間内における街頭啓発の回数、パトロールの回数、時間帯等について検討し、より一層充実した交通安全運動の推進を図っていく。また、交通安全教室のPRに努める。 また、放置自転車等の増加に対応し、引き続き撤去及び誘導業務の委託業者や駐輪場等の指定管理者と連携しながら、放置自転車対策を進めていく。						
課題	新型コロナ 5 類移行に伴い、人流が増加したことにより、志木駅周辺及び新座駅周辺の放置自転車について増加している。 また、交通ルールの遵守、マナーの向上や高齢者の運転免許証自主返納を促す声が高まっており、より一層の普及・啓発が必要である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 交通安全意識の高揚		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	警察等関係機関との連携の下、交通安全運動及び交通安全教室の実施により、自動車だけでなく、自転車や歩行者に対して、交通ルールの遵守、マナーの向上や交通安全意識の啓発を進めます。また、高齢者による交通事故減少に向けて、高齢者の運転免許証の自主返納を促進します。	C	・春及び秋の全国交通安全運動並びに夏及び冬の交通事故防止運動において、新座市交通安全推進協議会を通じて、横断歩道における歩行者優先や自転車乗用時のヘルメット着用などの交通安全に係る啓発活動を行った。しかし、交通安全教室の実施回数は減少したので、PRなど周知に努める。	交通政策課
		B	・市ホームページで、運転免許証自主返納による「運転経歴証明書」取得や埼玉県警察のシルバーサポーター制度の案内及び周知を実施した。	長寿はつらつ課
(2) 安全な交通環境の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	安全な交通環境を確保するため、地域や警察との効果的な連携を図るとともに、放置禁止区域内等において放置自転車の撤去活動を行います。	B	・放置禁止区域内等において年間120回の誘導及び放置自転車の撤去活動を実施した。 ・実績 志木駅周辺：375台 新座駅周辺：33台 ・放置禁止区域内に設置している啓発看板について古く見えづらいものを新しいものに交換して周知を図った。	交通政策課
3	道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、啓発看板、道路反射鏡（カーブミラー）、安全標識、路面標示などの交通安全施設の整備を進めます。	B	・交通危険箇所の解消及び交通安全啓発に向けた看板を114箇所設置した。	交通政策課
		B	・道路環境の変化や交通量の増加に伴う交通危険箇所の解消に向け、道路反射鏡（カーブミラー）を17基設置した。	道路管理課
		B	・路面標示について、職員によるパトロールや市民からの要望を受け、新規の表示や劣化等により視認性が低下した標示については再標示を8件行った。	道路河川課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
交通安全教室実施回数・人数	21回1,790人	32回2,531人	29回2,421人				41回4,000人	C	交通政策課

施策 No.23 良好な自然環境の保全、活用、創出									基本計画 掲載頁	96～97	
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	0	B	7	C	1
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	4	C	0	
成果	みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 また、新座市グリーンサポーター活動においては、市民の憩いの場として緑を身近に親しんでいただく場として、下草刈り、枯枝集積、落葉収集や園路へのチップ撒き等を行い、緑地の保全に努めた。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	令和6年3月に策定した「新座すみどりの基本計画アクションプラン第1期」を効果的に推進するため、新座市緑化推進協議会において進捗状況や成果を確認していく。 また、協議内容の一層の充実に向けて、市内雑木林の現地視察等を検討し「新座すみどり」についてより理解を深め、みどりの保全及び緑化の推進に係る施策の質の向上を図っていく。 山林の相続税猶予に関する制度や買取りに対する財政支援策の国・県への要望については、要望できる適切な機会が捉えられるよう、係内で情報を共有し、国・県の動向を注視していく。 新座市グリーンサポーターの新規構成員の確保については、既存構成員からの意見を伺いつつ、有効な広報方法等について検討していく。						
課題	山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会がなかった。 また、新座市グリーンサポーターについて、構成員の高齢化等の要因により、人員が減少傾向であるため、新規構成員の確保が必要である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 緑地の保全・活用の推進	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1 平林寺周辺を始めとした、良好な自然環境の保全に努めます。	B	・平林寺境内林の樹木の保全を目的として、平林寺に対し、緑地保全特別助成金を交付した。 ・ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUG ネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全に努めた。	みどりと公園課
2 妙音沢周辺の良好な自然環境の保全や憩いの場となる周辺整備の推進に努めます。	B	・自然環境に極力影響を与えないような範囲で、必要に応じて剪定・伐採等の管理・保全及び柵等の整備を行った。 ・妙音沢緑地内における空地の有効活用を図るための意見交換会を行った。 実施回数：1 回 参加者：地元町内会、近隣学校関係者、新座市緑の保全巡回員（市事務局ボランティア）	みどりと公園課
3 みどりの保全協定などの諸制度に基づき、緑地の保全・活用を推進するとともに、市内に残る貴重な緑地を計画的に取得するため、新座グリーンスマイル基金の周知と活用を図ります。	B	・みどりの保全協定や都市緑地法に基づく特別緑地保全地区制度により緑地を保全し、草刈り・樹木剪定等の管理や緑地内の設備の整備・修繕を行うことで活用を推進した。 ・開発行為等に係る意見書提出時や市主催イベント時等において、積極的に新座グリーンスマイル基金の周知を図り、市内の緑地の計画的な取得を目指している。 ○令和 6 年度新座グリーンスマイル基金受入実績 寄附件数 5 2 件 寄附金額 4, 4 0 8, 0 0 0 円	みどりと公園課
4 市民・事業者に対しては、緑地協定制度などを活用し、地域ぐるみによる自主的な緑地の保全活動の促進に努めます。	B	・地域住民等で構成されたボランティア団体による、みどりの保全協定緑地等の管理及び保全について、用具の貸し出しや支給等、支援を実施した。 ・ボランティア団体、地域コミュニティ、大学、行政等で構成されている、「HUG ネット（ふるさとの緑と野火止用水を育む会）」の活動に参加・協力し、平林寺周辺（野火止用水周辺）の自然環境の保全活動の推進に努めた。	みどりと公園課
5 山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望していきます。	C	・山林の相続税猶予に関する制度の確立及び山林の買取りに対する財政支援策の創出について、国・県へ要望する機会がなかった。 要望できる適切な機会が捉えられるよう、係内で情報を共有し、国・県の動向を注視していく。 ・これらの制度や支援策が確立していないことから、山林所有者の相続発生時に、相続人が山林の売却を選択することが多く、緑地面積の減少が進んでいる要因の一つであると考えられる。	みどりと公園課
(2) 緑地空間の創出	評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
6 公共施設や道路などについては、緑化基準に基づき、緑化を推進するとともに、民間事業者に対して、緑化指導を行うことで、景観等も考慮しながら、貴重なみどりを守っていきます。	B	・民間事業者に対しては、みどりのまちづくり条例に基づき、一定基準以上の開発行為等に対し緑化指導を実施した。	みどりと公園課
7 生け垣設置に関する助成を行うとともに、市民及び事業者に対しての周知を進めます。	B	・財政非常事態宣言の影響で令和 3 年度から事業休止しており、「新座すみどりの基本計画 アクションプラン 第 1 期」の計画開始年である令和 6 年度からの事業再開に向け、予算を要望したが、実現できていない。 ・開発行為等に係る意見書に生け垣の設置について記載するとともに、市ホームページに「新座すみどりのまちづくり条例事務取扱基準」を掲載し、事業者に対しての周知を行った。	みどりと公園課
8 新たな緑地空間を創出するため、市民緑地認定制度の導入・活用に努めます。	B	・埼玉県主催の「県・市町村緑化行政担当者会議」に出席し、市民緑地認定制度について、研究先進事例等の情報収集を行った。	みどりと公園課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 6 年度時点 達成度	所管課
緑地面積 ※今後減少は避けられないため、減少幅及び減少ペースを抑えることに努める。	314. 58ha	296. 6ha	295. 58				306. 03ha	C	みどりと公園課

施策 No.24 憩いの場となる公園の充実										基本計画 掲載頁	96～97
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	7	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	7	C	1	
成果	大和田水辺の丘公園において、令和6年7月に水遊び遊具のある西エリアをプレオープンした後は多くの利用者が訪れ、令和7年3月には東エリアを含めた全エリアをグランドオープンし、市域北部の中核公園として整備を完了させたことは、憩いの場としての役割を果たすとともに、地域の賑わいの創出に寄与する成果を得ることができた。 石神第一児童遊園については、子どもたちや地域のニーズを踏まえ、令和6年7月にボール遊びのルールを策定した。これにより、子供たちが安心して遊べる環境が整い、地域住民に安全で快適な公園を提供することができた。 さらに、公園を安全で快適に利用できるよう、市全体の公園において必要な修繕・清掃・除草・樹木剪定等を実施し、良好な公園環境を維持・管理を行うことができた。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	大和田水辺の丘公園については、開園初年度であることから、その利用状況を見ながら随時適切な運営方法等について、検討・改善を行っていく。公園のボール遊びに関するルール作りについては、石神第一児童遊園での成果を踏まえ、利用者等の意見を伺いながら、検討を進める。併せて公園のリニューアル計画についても同様に検討を進める。 公園全体の環境整備については、引き続き充実に努めていく。						
課題	ボール遊びができる公園の整備について、近隣住民や利用者の意見を伺いながら、ルールづくりを進めていく必要がある。 また、公園のリニューアル計画の策定に向けて、更なる検討が必要である。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 拠点となる公園の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進するとともに、道場地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。	B	・大和田水辺の丘公園について、整備検討協議会をはじめ広く市民の意見を設計や運営方針に反映させ、市域北部の中核公園として整備を進め、令和 6 年 7 月に水遊び遊具のある西エリアが完成しプレオープンした後、令和 7 年 3 月には東エリアを含めた全エリアが完成しグランドオープンした。プレオープン以降、多くの来園者で賑わっており、地域の賑わいの創出や住民間の交流促進に寄与する成果を得ることができた。	みどりと公園課
2	本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核として、総合運動公園の適切な維持管理を行うとともに、設備等のリニューアルに努めます。	B	・総合運動公園については、体育施設等に指定管理者制度を導入した平成 2 5 年度以降、公益財団法人新座市スポーツ協会を指定管理者として施設の管理を行わせている。このため、当協会の蓄積されたノウハウのもとで適切に運営管理が行われた結果、安全かつ快適な公園利用に貢献した。 ・市は、緊急を要する施設修繕等や苦情や要望による突発的な施設改修等を行うことで、公園施設の充実に図った。	みどりと公園課
3	地域の身近な公園や児童遊園の再配置、老朽化した公園の再整備に当たっては、公園のリニューアル計画を策定し、幅広いニーズに対応できる公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を行います。	B	・公園リノベーション計画について、他市の計画・状況の調査や計画策定業務委託を見据えた業者とのやり取りを通じて、計画策定のための下地を整えた。 ・公園施設の新設・改良について、新設の大和田水辺の丘公園においては、バリアフリートイレや授乳室、インクルーシブ遊具を整備した。	みどりと公園課
4	公園のリニューアルや新規整備に際しては、規模や立地場所などの条件を踏まえ、必要に応じて、公募設置管理制度（Park-PFI）による民間の資本やノウハウを活用した整備・改修及び管理手法について検討します。	B	・大和田水辺の丘公園の新規整備に当たっては、有識者や近隣町内会長等で構成される整備検討協議会の開催や、ホームページ上で整備に係る市民意見募集等を実施し、整備内容に反映した。 ・公募設置管理制度について、事例等の調査研究を進めた。	みどりと公園課
(2) 誰もが利用できる公園の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	公園遊具の安全点検の実施と維持・補修を進めるとともに、ユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。	B	・職員による日常点検と遊具業者による年 1 回の遊具点検を継続的に実施することで、公園内の安全性が確保され、事故の未然防止につながった。これにより、利用者が安心して公園を利用できる環境を維持することができた。 ・新設の大和田水辺の丘公園においては、インクルーシブ遊具を整備したことにより、年齢を問わず、すべての子どもたちや高齢者が安心して利用できる公園環境を提供することができた。	みどりと公園課
6	子どもたちの声を聴き、子育て世代にも配慮して、親子で 1 日遊べるなど、利用者のニーズを踏まえた公園づくりを推進します。	B	・大和田水辺の丘公園について、整備検討協議会をはじめ広く市民の意見を設計や運営方針に反映させ、市域北部の中核公園として整備した結果、利用者のニーズを踏まえた公園づくりに貢献した。 ・石神第一児童遊園におけるボール遊びのルールづくりについて、令和 5 年度に実施した近隣 3 小学校在籍児童へのアンケートを踏まえ、令和 6 年度に地元町内会と協議し、ルールを策定した。	みどりと公園課
7	行政と市民との協働の下、公園の清掃や維持管理を行います。	B	・ 4 0 町内会と公園等清掃管理業務協定を提携し、各公園の清掃や草刈り等を実施した。また、1 6 9 名の公園ボランティアを登録し、各公園の管理に協力いただいたことにより、公園が清潔で整備された状態を維持することができた。	みどりと公園課

施策の K P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	目標値	令和 6 年度時点 達成度	所管課
市民一人当たりの都市公園面積	1.77㎡	1.81㎡	1.88				1.98㎡	B	みどりと公園課
緑・公園に関するボランティア登録者数	234人	249人	240				254人	B	みどりと公園課

施策 No.25 道路交通網の整備										基本計画 掲載頁	98～99
総合評価	C：進捗が遅れた	今後の 方向性	Ⅱ：一部見直し等 の余地がある	施策展開の評価数		A	1	B	3	C	3
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	3	C	1
成果	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を新座市道路整備基本計画に基づいて計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組んだ。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	道路環境の改善・整備を進めつつ、都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線の幹線道路の整備について、埼玉県と連携を図っていく。 また、東久留米志木線の整備に向け、令和6年度から基本設計などを進めていく。						
課題	道路の無電柱化や自転車通行空間の整備については、調査・研究の結果を踏まえ、検討を進めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路環境の改善・整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	交通手段にかかわらず、誰もが安全で快適に使用できる道路整備を推進します。また、安全、防災、景観において効果の高い無電柱化の検討や街路樹の整備を進めます。	B	・東久留米志木線（本多工区）において、歩行者及び自転車通行との分離及び無電柱化について、令和7年度の基本設計の完了に向けて関係機関と協議を進めている。 ・無電柱化の推進については、莫大な費用がかかることや電気事業者などの調整に多大な時間がかかるため、近隣住民への負担や不利益を被る課題があるが、安全で円滑な交通の確保、都市景観の向上を図るため、先進事例の情報収集をしながら調査研究を行った。	道路管理課 道路河川課
2	歩行者の安全性や快適性に配慮し、道路の拡幅や歩道の確保を計画的に進め、安全な道路環境づくりに取り組みます。また、市民の利用状況に合わせ、自転車通行空間の整備をするなど、自転車や車いす、新たなモビリティ（交通手段）等の利用にも配慮した整備に努めます。	B	・市道第7104号線及び市道第118号線（前原橋通り）について、歩道用地等を取得した。 ・自転車通行空間の整備等について、東久留米志木線（本多工区）において検討を進めている。	道路管理課 道路河川課
(2) 幹線道路の整備		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	都市計画道路保谷秋津線、ひばりヶ丘片山線については関係機関と調整しながら整備を推進するとともに、東久留米志木線については整備を進めます。	C	・保谷秋津線について、事業期間は令和7年度までとなっているが、用地取得率が約13%のため、事業期間の延伸検討せざるを得ない状況である。 ・東久留米志木線及びひばりヶ丘片山線については令和7年度の事業認可取得を目指していく。	道路管理課
		C	・都市計画道路東久留米志木線基本設計業務委託については、県警本部との協議に想定以上の時間を要したため、繰り越しとなった。今後は、令和13年の工事着手に向けて関係各課等との調整を適時行っていく。	道路河川課
4	都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線などの早期整備について、県に要請・協力します。	B	・都市計画道路保谷朝霞線、放射7号線、東村山足立線の早期整備について埼玉県に対し要請した。 ・街路事業費の負担及び一部区間について、交渉業務の一部を受託するなど、積極的な協力も図っている。	道路管理課
5	関越自動車道へのスマートインターチェンジの設置に向け、調査検討を進めます。	C	・スマートインターチェンジについては、直接の接続先となる都市計画道路保谷朝霞線(県事業)が都市計画変更を予定しており、設置位置の検討が進まなかったことから、まちづくりの検討も進められなかった。 ・都市計画道路保谷朝霞線の都市計画変更手続完了後においては、概略の位置検討と併せて、スマートインターチェンジの設置に向けたまちづくりについて調査研究を進めていく。	都市計画課
6	都市計画道路保谷朝霞線の整備の進捗に合わせた、道場地区におけるまちづくりの在り方について検討します。	A	・地権者相談会を開催し、あわせて戸別訪問等によりまちづくりについての意向を伺った。 ・「何らかのまちづくりの検討を進めたい」との声があったため、地権者主体の組織である発起人会を地権者有志で発足させた。 ・発起人会に対しても引き続き支援するため、まちづくりについての勉強会や戸別訪問を実施した。	都市計画課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
都市計画道路整備率	16%	16%	16%				82%	C	道路管理課

※市の都市計画道路事業3路線（①保谷秋津線②ひばりヶ丘片山線③東久留米志木線）について道路整備はひばりヶ丘片山線が48%の整備率で他の2路線は用地交渉中で整備に至っていないことから総体とすると16%の整備率になる。
※道路整備率という観点から鑑みると目標を下回っているためCとします。

施策 No.26 道路管理の充実										基本計画 掲載頁	98～99
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	5	C	0
成果	安全で円滑な道路交通の確保のため、道路上施設の維持、修繕及び環境保全を行った。 また、橋梁の維持・補修については、新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に修繕・点検を行った。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き、道路・橋梁の定期的なパトロールを通じて、維持・補修を進めていく。 なお、道路反射鏡や道路照明灯といった道路上施設について、今後の新規設置等における財政負担を軽減するため、新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例の改正を視野に踏まえ、開発行為等による設置基準をこれまでの努力義務から設置義務として基準の強化を検討していく。						
課題	道路側溝などの清掃、草刈等に関する要望が増加している。 引き続き、道路の定期的な調査やパトロールを通じて道路の維持・補修に取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 道路の維持・補修		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	道路の定期的な調査やパトロールを実施し、市民からの情報提供等を受けながら、舗装等の傷みの早期発見・計画的な補修により、舗装の長寿命化を図るとともに、街路樹や植樹帯の保全に努めます。	B	・日常的な道路の点検や市民からの要望や苦情に都度対応した。（471件） ・年2回、部内の各課で地区分けしてパトロールを実施した。	道路管理課
		B	・1・2級幹線道路については、新座市舗装修繕計画を基に計画的に修繕（7路線）を行った。 ・令和7年度には、約51％に達する予定である。 ・生活道路については、パトロールや要望を受けた路線を適切に維持管理を行った。（80件）	道路河川課
2	市民による清掃・花の植栽など、協働による良好な沿道景観の創出と道路の適切な維持管理を進めます。	B	・市民の協力を得て年2回、植樹帯に花の植栽を行った。また歩道内の植樹帯の除草、清掃を行った。	道路管理課
(2) 橋の維持・補修		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	市内橋について、5年ごとの定期点検による劣化進行度合いに応じて、修繕時期を検討するとともに、点検結果を基に適切な維持管理に取り組み、災害に強い道路網の確保を図ります。	B	・新座市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、撤去工事を1件実施した。 向橋長寿命化修繕工事については、道路管理者との調整に時間を要したため令和7年度へ繰越し措置とした。橋梁点検については0件。 令和7年度には、3件（繰越し1件含む。）の修繕を実施予定・・・約42％に上昇する。	道路河川課
(3) 私道整備への支援		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
4	砂利道の舗装や老朽化した舗装の再整備など、私道整備の支援に努めるとともに、補助金の要件について調査・研究します。	B	・令和6年度は補助件数は2件であった。（新座市コミュニティ施設整備事業補助金） ・事前相談件数は6件であった。	道路管理課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
市道舗装修繕計画による市道修繕率	0%	23.2%	38%				100%	B	道路河川課
橋梁長寿命化修繕計画による修繕率	0%	8%	17%				100%	B	道路河川課

※舗装修繕計画及び橋梁修繕計画に基づき修繕を実施できたためBとした。

施策 No.27 治水対策の推進										基本計画 掲載頁	100～101
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	3	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	1	C	0
成果	柳瀬川及び黒目川の適正な維持管理（浚渫等）を埼玉県に要望するとともに、公共施設の新設に併せて大型浸透貯留施設の設置や、歩道整備工事に併せて浸透施設の設置を行った。 また、開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導し、設置率は100%となった。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における適正な維持管理と、治水機能の向上に向けて埼玉県に要望していく。 また、雨水の流出を抑制するため、雨水貯留・浸透施設の設置などを推進するとともに、開発行為の協議の際にも適切に指導していく。						
課題	引き続き、治水安全対策、雨水流出抑制に取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 治水安全対策の促進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	柳瀬川、黒目川について、河川内に堆積した土砂を取り除く浚渫工事など適正な維持管理と、必要に応じて更なる治水機能の向上に向けた改修・整備を県に要望します。	B	・柳瀬川の適正な維持管理（浚渫等）について、河川管理者である埼玉県に要望（令和6年9月）を行った。	道路河川課
(2) 雨水流出抑制の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
2	降雨時における河川への急激な雨水の流出を抑制するため、公共施設の新設・改修に合わせた雨水貯留・浸透施設の設置や、歩道の整備における透水性舗装を推進します。さらに、想定を超えた大型台風や集中豪雨の発生時においても被害を抑制できるよう、公園や学校などの広い敷地を持った施設について、貯留施設としての活用を進めます。	B	・大和田水辺の丘公園の新設に併せて大型浸透貯留施設（貯留量1148.64㎡）の設置を行った。	道路河川課
3	民有地における雨水貯留・浸透施設の設置を促進します。	B	・開発行為の協議の際、新座市雨水流出抑制対策技術基準に基づき、雨水貯留・浸透施設の設置を指導した。設置件数30件、設置率100%。	道路河川課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
開発行為等における雨水貯留・浸透施設設置率	0%	100%	100%				100%	B	道路河川課

施策 No.28 河川・水路環境の整備										基本計画 掲載頁	100～101
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数	A	0	B	3	C	0	
				(参考)事務事業評価の実施状況	A	0	B	2	C	0	
成果	水辺に親しめる環境づくりとして、柳瀬川及び黒目川について定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 また、野火止用水については定期的にパトロールを行い、景観に配慮した暮らしに身近な水辺空間の維持管理を行った。 埼玉県と協議調整し、柳瀬川沿いの遊歩道未舗装区間において、埼玉県が舗装を整備した。			成果・課題を 踏まえた今後 の対応方針	引き続き、柳瀬川及び黒目川における遊歩道や、野火止用水の適正な維持管理に努めていく。						
課題	水辺空間の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 水辺に親しめる環境づくり	評価	主な取組実績・評価理由(※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載)	所管課
1 柳瀬川、黒目川について、整備の完了した遊歩道の適切な維持管理を進めるとともに、ウォーキングやサイクリング、自然観察など、市民が気軽に親しめるレクリエーションの場として積極的な活用を図ります。	B	・定期除草作業を行い、適正に遊歩道の維持管理を行った。 ・埼玉県と新座市が協議調整を行い、柳瀬川沿い遊歩道の一部未舗装区間において、新座市が維持管理することを条件に埼玉県が舗装整備を行った。整備されたことで、利便性の向上が図られた。	道路河川課
2 野火止用水について、護岸の補修を適宜行い、暮らしに身近な水辺空間としての活用を図ります。	B	・定期的にパトロールを行い、景観に配慮した修繕を随時行った。	道路河川課
3 市民との協働により、清掃活動や啓発活動を進め、快適な水辺空間を創出します。	B	・ボランティア団体と連携を図り、水辺空間の維持管理を行った。ボランティア団体数1団体、活動場所数1箇所、活動件数1件。	道路河川課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

[illegible]

施策 No.29 上水道の安定供給										基本計画 掲載頁	102～103
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	5	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	4	C	0
成果	水道事業の安定的・継続的な運営のため、新座市水道事業経営戦略を策定した。 また、水道法に基づく水質検査を実施し、定期的な検査を実施することで、安全な水道水の供給を担保した。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	新座市水道事業経営戦略に基づき、水道事業の経営の効率化に努めていくほか、市民への分かりやすい情報発信をしながら、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めていく。 今後は各水道施設において、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていくことにより、「安全で強靱な水道の持続」を推進する。						
課題	安全な水道水の供給体制の整備には恒常的に取り組んでいく必要がある。 また、令和6年1月に発生した能登半島地震により水道管に甚大な影響を与えた。水道施設の耐震化は減災に有効であるため、今後も職員配置状況、財政状況を鑑み耐震化率向上に努めていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】 A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	水道施設等の資産の状況を把握した上で、水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。また、事業の運営状況について、市民への分かりやすい情報発信を行います。	B	・水道事業の安定的・継続的な運営のため新座市水道事業経営戦略の策定を行った。 ・運営状況等についてHPへ掲載し、情報発信を行った。	水道業務課
2	漏水調査の効果的な手法を検討し、継続的に実施していく中で、必要に応じて修繕工事を行い、有収率の向上を図るなど、水道事業の経営の効率化に努めるほか、節水機器の普及や節水意識の高揚を目指した取組を進めます。	B	・節水について、広報やポスター掲載、水道週間に懸垂幕の掲揚を行った。	水道業務課
		B	・漏水調査を継続的に実施し、漏水発見後速やかに修繕することで、高い水準で有収率を維持した。 令和6年度漏水調査件数 29,569件 修繕数 85件	水道施設課
(2) 供給体制の充実		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	水質検査を継続的に実施し、安全な水の供給に努めます。	B	・水質検査については、水道法に基づき全51項目において年1回以上実施することで、安全な水道水の供給を担保した。また、近年の「PFOS及びPFOA」の状況を鑑み、当該「PFOS及びPFOA」の検査を全ての井戸（18箇所）と浄水場（3箇所）で実施した。なお、国が定める暫定目標値を超過した井戸（2箇所）については改めて検査を行い、目標値を下回ったことを確認した。	水道施設課
4	重要給水施設へ配水する管路や耐用年数に達した管路などの耐震化を優先的に進めます。また、浄水場など、老朽化した施設・設備の適切な維持・管理を行い、施設の運用に与える影響等を勘案した上で、地球温暖化対策に配慮した計画的な更新や耐震化を進めます。	B	・重要給水施設へ配水する管路や老朽化した配水管について計画的に耐震化を進めた結果、管路全体の耐震化率はおおむね順調に推移した。今後も、新座市上水道施設整備事業計画に則り計画的に整備を進めていく。 ・一方で、施策のKPIである「管路耐震化率」における基幹管路（導水管・送水管・配水本管）の耐震化については、令和6年度に策定した「新座市水道施設再配置基本計画」において、水道施設の統廃合に伴い将来的に廃止や布設替えとなる管路もあり、費用対効果を見据えて導水管・送水管の整備予定を先送りしたことから、当初、本計画期間内で更新を行う予定であった基幹管路については目標値との乖離が生じている。	水道施設課

施策のKPI（重要業績評価指標）

【達成度の基準】 A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 (策定時点)	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
有収率	95%	95.63%	95.53%				96.31%	B	水道施設課
管路耐震化率（管路全体／基幹管路）	管路全体 46.4% 基幹管路 33.4%	管路全体 47.4% 基幹管路 37.0%	管路全体 47.7% 基幹管路 37.7%				管路全体 49.5% 基幹管路 64.5%	C	水道施設課
水質検査項目の合格／水質基準適合率	100%	100%	100%				100%	B	水道施設課

施策 No.30 下水道の整備促進										基本計画 掲載頁	104～105
総合評価	B：順調に進捗した	今後の 方向性	I：現状のまま 継続	施策展開の評価数		A	0	B	6	C	0
				(参考)事務事業評価の実施状況		A	0	B	3	C	0
成果	汚水については、汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、汚水管に管口カメラを入れ、劣化状況を調査ができたこと、また、既存の汚水管改築工事を行うことができたことから、おおむね目標どおりに進めることができている。 雨水については、雨水幹線及び雨水枝線の整備をおおむね目標どおり実施することができた。また、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、雨水管にテレビカメラを入れ、劣化状況を調査できたことから、おおむね目標どおりに進めることができている。			成果・課題を 踏まえた今後の 対応方針	下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めるとともに、汚水排水対策及び雨水排水対策を推進していく。 また、維持・管理について、国から調査等の法改正を含めた新たな判定基準や優先順位の考え方が示された場合、速やかにストックマネジメント計画へ反映させ対応をはかっていく。なお、令和7年度に雨水管を含めた現ストックマネジメント計画の見直しを予定しており、策定後速やかに計画的な予防保全に努めていく。						
課題	今後、法定耐用年数を経過する管渠が増加することが見込まれることから、汚水管だけではなく、雨水管についてもストックマネジメント計画を策定し、計画的に整備を進めていく必要がある。 また、八潮市の道路陥没事故を受けて、下水道管渠の維持管理における国・県から新たな方針等が示された際、速やかに対応ができるように備えていく必要がある。										

主な施策展開の進捗状況（定性的な評価）

【評価の基準】A：想定以上に進捗した B：順調に進捗した C：進捗が遅れた

(1) 安定的・継続的な健全経営		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
1	下水道事業の経営状況、下水道施設の資産の現状を踏まえ、中長期的な経営の基本計画を定め、下水道事業の安定的・継続的な健全経営に努めます。	B	・維持管理費の増加等に伴い、収支の悪化が見込まれたため、下水道使用料を令和7年7月に平均24.9%改定することとして、同年3月に下水道条例を改正した。今後も健全経営に努めていく。	下水道課
2	公共下水道未接続世帯の解消に向けて、未接続家屋・事業所への水洗化指導、啓発により、接続率を高め、整備された公共下水道の有効活用に努めます。	B	・公共下水道未接続世帯について、定期的に水洗化指導を行った結果、令和6年度水洗化指導件数651件のうち、接続10件、空地、駐車場等の指導対象外は21件あった。	下水道課
(2) 汚水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
3	事業認可区域の計画的な整備を推進します。	B	・新座駅北口土地区画整理地区内において、区画整理事業の進捗に伴い、汚水枝線の整備を行った。具体的には「新座市公共下水道新座駅北口土地区画整理地区汚水枝線工事その21」（φ200mm、L344.34m）、新座市公共下水道新座駅北口土地区画整理地区汚水枝線工事その22」（φ200mm、L307.66m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
4	既存の汚水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・汚水管路ストックマネジメント計画に基づき、既存施設の正常な機能の維持に努めるため、汚水管の管口カメラの調査を行うとともに、既存の汚水管改築工事の実施をすることができた。 ・調査については「新座市公共下水道汚水ストックマネジメントに伴う下水道施設調査業務委託」「新座市公共下水道汚水管路調査業務委託」により管口カメラ調査を1122基、テレビカメラ調査を2430m実施した。判定結果より緊急度Ⅱ206m、緊急度Ⅲ1459mであることがわかった。 ・改築工事については「新座市公共下水道三芳町本多幹線改築工事その2」（φ1650mm、L285.39m）「新座市公共下水道畑中一丁目、東一丁目、野火止七丁目地区汚水枝線改築工事」（φ300mm・φ250mm、L108.66m）を予定どおり改築することができた。 ・八潮市での道路陥没事故を踏まえ、本年1月30日に、道路陥没へ影響が大きい流域接続点周辺2か所と、腐食のおそれ大きい箇所である伏越施設7か所及びマンホールポンプの下流9か所について、職員の目視による緊急点検を実施し、異常がないことの確認を迅速に行った。	下水道課
(3) 雨水排水対策の推進		評価	主な取組実績・評価理由（※評価「C」とした場合、課題とその対応方針も記載）	所管課
5	雨水管理総合計画に基づき、優先順位を付けて整備を推進します。	B	・雨水管理総合計画に基づく雨水管整備を推進するための工事、設計業務委託を実施した。 ・具体的には令和7年度を債務負担行為とする「新座市公共下水道野火止中央枝線工事」（φ1200mm、L346.1m）を契約し、また、その下流の実施設業務委託として「新座市公共下水道野火止中央枝線実施設計業務委託」（中大口径、L300m）を予定どおり実施することができた。	下水道課
6	既存の雨水管の計画的な維持管理、改築・更新に努めます。	B	・既存の雨水管調査において、テレビカメラ調査及び潜行目視調査を実施することができた。 ・具体的には栄地区、池田・二・三丁目地内にて「新座市公共下水道雨水ストックマネジメント計画策定に向けた既設管調査業務委託」を予定どおり実施することができた。 ・業務委託によりテレビカメラ調査を3474.93m、潜行目視調査を2186.08mの計5661.01mの調査を実施し、判定結果より緊急度Ⅱ（簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長可能）967.48m、緊急度Ⅲ（簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長可能）2129.84mといった状況把握と2563.69mの安全性を確認することができた。	下水道課

施策のK P I（重要業績評価指標）

【達成度の基準】A：目標を上回るペースの指標値 B：目標値を達成するペースの指標値 C：目標を下回る指標値

項目	現状値 （策定時点）	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	目標値	令和6年度時点 達成度	所管課
新座市汚水管路ストックマネジメント計画（第I期）による進捗率／改築延長L=1,560m	0%	17.9%	36.2%				100%	B	下水道課
新座市雨水管理総合計画による整備率／貯留管φ1,200mm L=650m ※令和6年度実績は、令和7年度を債務負担行為として契約した工事で、令和7年度竣工時に整備延長346.1mとなることから、現時点で計画どおりの進捗となる。	0%	0%	0%				100%	B	下水道課